

2016年5月24日

対象犯罪を拡大する「通信傍受法」に反対する

一般社団法人 日本雑誌協会 人権・言論特別委員会
一般社団法人 日本書籍出版協会 出版の自由と責任に関する委員会

5月24日、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」（通信傍受法）の対象犯罪を拡大し、捜査手続きを緩和する刑事訴訟法等改正案が、衆議院本会議で可決された。

これまでは薬物、組織的殺人、密航、銃器の4つの組織犯罪に限定されていた通信傍受の範囲が、窃盗、強盗、傷害などの犯罪にまで大幅に拡大することになる。通信事業者の施設内での傍受や立会人の義務化など、制度的な安全弁も、今回の改正で取り払われることとなり、捜査機関の恣意的な運用が危惧される。

拡大される対象犯罪の中には児童ポルノ禁止法の「提供」「製造」罪も含まれている。児童ポルノ禁止法は児童を性的搾取から守るための法律で、法の目的自体には異論がない。しかしながら、同法は「児童ポルノ」の定義があいまいで、出版の現場を規制し、表現の自由を脅かす可能性があるとして、我々はこれまで何度もその危険性を指摘してきた。

捜査手続きを緩和した通信傍受法により、編集現場から印刷、製本、取次、書店まで、出版に関わるすべての通信が傍受されるおそれがある。捜査機関にとっては使い勝手の良い道具であり、行き過ぎた傍受を招く危険性も高い。

我々は、同法が恣意的に運用されないよう監視していくとともに、憲法が保障する基本的人権を脅かしかねない通信傍受法の対象犯罪拡大に強く反対する。

以上